

保護者の皆さまへ

社会状況の変化による学校の対応について

～保護者の皆さまに承知しておいていただきたいこと～



伊豆の国市教育委員会

伊豆の国市立韮山中学校

子どもを取り巻く社会の状況は、日増しに多様化・複雑化し、中には子どもの成長にとって好ましくないものも増えてきています。

そこに起こる問題への指導や対応は困難化し、学校教育だけでは対応できない状況もあります。こうした中、学校に求められる役割、保護者の果たすべき役割、また責任も変化してきています。青少年が健全に成長できる環境を整えていくことは、わたしたち大人の役割です。学校と保護者、地域が手を取り合い「関係機関」の連携・協力も得ながら、子どもたちの健やかな成長を支えたいと思います。

つきましては、以下の点について保護者の皆さまにご理解とご協力をいただきたく、お願いと合わせお知らせをいたします。

問題行動やいじめの解決に向けて警察と連携することがあります。

【いじめの定義（参考：いじめ防止対策推進法）】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

問題行動の発生件数やいじめの認知件数は依然として相当数あり、その内容や質的なものの変化も心配されるところです。上記いじめの定義に従い、「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした指導の必要性が求められており、内容によっては、校内だけでなく、関係専門機関との連携を図るなど、問題行動やいじめの解決に向けた学校の取組も変わってきています。

特に学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から、日常的に情報共有や相談を行う連携体制が求められています。令和5年2月の文部科学省からの通知では、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、被害児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、悪質ないじめ等については、児童生徒の生命や心身の安全を守ることを最優先とし、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めるよう要請がありました。具体例として、以下事例の他 19 事例が紹介されています。（令和5年2月7日通知）

【警察に相談すべき具体例（参考：文部科学省 HP）】

- ・「ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする」…暴行（刑法第208条）
- ・「靴や体操着、教科書等の所持品を盗む」…窃盗（刑法第205条）
- ・「度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる」…強要（刑法第223条）
- ・「同級生の裸の写真・動画」を友達や SNS 上のグループに送信して「提供する」…児童ポルノ提供等（児童ポルノに係る行為等の規制/児童の保護等に関する法律第7条）

文部科学省
通知資料



スマホ・インターネット等に係る使用（トラブル）は、 原則、保護者の指導と責任での対応をお願いします。



青少年が、パソコンやスマホ等を介したインターネットの利用から犯罪に巻き込まれるケースが年々増加しています。児童生徒の間でも、SNS 等への不適切な書き込みを行ったり、不特定の人と連絡を取り合うことができたりするサービスを悪用した問題行動が起きています。近年では、いわゆる『闇バイト』といった家庭や学校から見えないまま広域化する問題行動もあり、児童生徒が法律に触れる行為や刑罰法令に触れたりするおそれがある行為に加担してしまう心配も高くなっていますので、以下の点について、改めてご確認願います。

- 1 さまざまな事情によりお子様にスマホやパソコンを与えるときは、その利用の仕方を指導するとともに、適切な見届けをお願いします。また、利用するスマホやパソコン、ゲーム機等にフィルタリングをするなどして、SNS等の被害にあわないよう対策をお願いします。
- 2 スマホにはカメラ機能があり、お子様でも簡単に写真撮影ができます。肖像権を侵害するなどの問題行動にならないよう指導してください。また、SNS等での誹謗中傷や不適切な書き込みや画像の投稿削除、自撮り写真の送受信や個人情報流失等の対策は、機器の所有や利用を許可している保護者の責任において行ってください。お子様が加害者となることがないように、常に気を配っていただくことをお願いします。

虐待が疑われる場合は、福祉関係機関に連絡することがあります。

すべての国民には児童虐待の早期発見に努め、発見した場合には速やかに通告することが義務付けられています。（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条）また、医療・福祉又は教育に関する機関及び関連する職務の従事者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報を速やかに提供するよう努めなければならない（児童福祉法第 21 条の 10 の 5）とされていますので、以下の点についてご理解、ご協力をお願いします。

- 1 学校で子どもに不自然なあざやケガを発見したとき、保護者に事情等を確認させていただく場合があります。
- 2 児童虐待の疑いが強いと考えられるケースでは、保護者の同意を得ずに、福祉機関に連絡し、連携を図って対応する場合があります。
- 3 ケースによっては、児童相談所が子どもを一時保護する場合があります。

学校への連絡や問合せは、 原則、平日の 7：40～17：30 の間にお願いします。

平成 30 年 9 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、教職員の時間外労働について上限が定められました。勤務時間終了後は授業準備、成績処理や報告文書作成などの業務を行っています。放課後の時間を効率よく活用し、子どもたちと向き合う時間の確保につなげていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。なお、原則 17：30 以降は自動音声対応となります。緊急の場合は、下の伊豆の国市教育委員会へ連絡をお願いします。お子様の命にかかわる場合は、救急または警察へお願いします。

緊急連絡先：伊豆の国市教育委員会 TEL 055-948-1444

